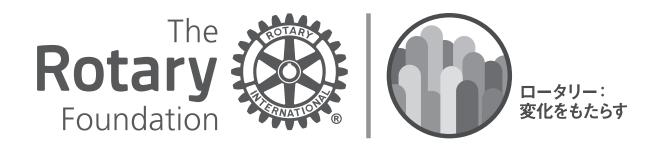
国際ロータリー第2840地区

ロータリー財団 ハンドブック

2017-2018年度 ダイジェスト版



2017年8月発行

2017-2018年度 改訂版発行にあたって

ロータリー財団の新制度として2013-2014年度より全世界『未来の夢計画』がスタート、本年度で5年目となりました。当地区では、この制度による補助金制度も定着し各年度多くの成果を上げて参りました。前年度(2016-2017)は、46クラブすべてのクラブからプロジェクト申請があり、本年度(2017-2018)は、この承認された46プロジェクトの実施年度となります。昨年は、「ロータリー財団100周年」の記念すべき年として全世界、地区、クラブが「ロータリー財団100周年記念事業」に取り組んでまいりました。その一環として2840地区は「ポリオ撲滅まであと少し」の記念キャンペーンを全クラブ、全会員を対象に実施いたしました。グローバル補助金につきましては2016-2017年度では、5クラブからVTT(職業研修チーム)2件、GG奨学金1件、人道的プロジェクト2件、5件のプロジェクト申請が提出され地区承認を致しました。2017-2018年度に於いても各クラブ、グローバル補助金プロジェクトの推進を図っていただきたいと思います。

今年度も各クラブのプロジェクト計画、実施への準備を進めるため2017-2018年度「2840地区財団ハンドブック」を作成いたしました。今年度からの地区制約事項の改定、諸注意事項及び新たな地区制約事項の追加も含めました。是非、活用頂きたいと思います。

次の事項は、田中ガバナーホームページからご覧ください。

- 「授与と受諾の条件」
- ●「クラブの参加資格認定: 覚書 (MOU)」
- ●「グローバル補助金奨学金応募要項(地区規定)」
- 「地区提出用 地区補助金・グローバル補助金申請書、報告書」及び 「セルフチェックリスト」

ロータリーの補助金に関する詳しい情報は、ウェブサイト『マイロータリー「補助金を申請する」のページ』から、 又は、地区ガバナー事務所までお問い合わせください。

この「財団ハンドブック」は、第2840地区独自の制約事項で編集しております。 財団管理委員会の制約事項がそのまま地区の制約事項となっているとは限りませんので、本ハンドブックの制約事項を熟読し、プロジェクトを進めてください。

> 2017-2018年度 国際ロータリー第2840地区 ロータリー財団委員会

2017-2018年度ロータリー財 ロータリー財団ハンドブック〈ダイジェスト版〉インデックス

は	じめに 2017-2018年度 改訂版発行にあたって・・・・・・・・・・・・・(1)
П	ータリー財団ハンドブック『ダイジェスト版』インデックス・・・・・・・・②
	国際ロータリー第2840地区 ロータリー財団委員会
	ロータリー財団とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	2017-2018年度 ロータリー財団委員会方針・・・・・・・・・・・2
	2017-2018年度 報告・申請日程・活動予定 3
	国際ロータリーとR財団との関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
	第2840地区 ロータリー財団委員会 組織図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	ロータリー財団の未来の夢計画とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	シェアシステムによる寄付金の配分・スケジュール ····· 8
	地区補助金
	地区補助金の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
	地区補助金の申請と報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
	第2840地区 地区補助金審査基準 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	第 2840地区補助金 計画~申請の年間サイクル ・・・・・・・・20
	グローバル補助金
	クラブ・地区が立案するグローバル補助金 ・・・・・・・・・21
	グローバル補助金の申請から終了までの流れ・・・・・・・・・28
	グローバル補助金の申請と報告······29
J	第 2840地区 グローバル補助金審査基準 · · · · · · · · · · · · · · · · · 30
	クラブが準備をしなければならないこと·····31
0	 補助金プログラムへの参加資格
0	地区提出用 財団補助金申請書・報告書 34
0	2840地区 地区補助金申請書・報告書セルフチェックリスト 35
0	2840地区 グローバル補助金申請書・報告書セルフチェックリスト 37
0	・ ・参考資料(記入例)(財団に関する資料案内)・・・・・・・・39

国際ロータリー第2840地区ロータリー財団委員会



ロータリー財団とは

ロータリー財団は、寄付を受け取り、ロータリー・クラブや地区の人道的及び教育的活動でロータリー財団が承認したものに補助金を提供する非営利法人と定義されています。

●1917年、アーチC.クランフ国際ロータリー会長は、「世界でよいことをするために」 基金の設置を提案しました。

1928年、5,000米ドルまでに成長したこの基金は、『ロータリー財団』と名付けられ、国際ロータリーから独立した別機関となりました。



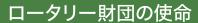
ロータリー財団のあらまし

ロータリー財団の標語、使命、6つの重点分野

ロータリー財団管理委員会は、財団の標語、使命、6つの重点分野(優先事項) を次のように定めています。

ロータリー財団の標語

世界でよいことをしよう



ロータリアンが、人々の健康状態を改善し、教育への支援を 高め、貧困を救済することを通 じて、世界理解、親善、平和を 達成できるようにすること





6つの重点分野 (優先事項)

- ・平和と紛争予防/紛争解決
- ・疾病予防と治療
- ・水と衛牛
- ・母子の健康
- ・基本的教育と識字率向上
- ・経済と地域社会の発展





2017-2018年度 ロータリー財団委員会方針

R財団委員会委員長 伊能 富雄

ロータリー財団委員会

アイデアがあり、熱意もあり、信念さえあれば、

目標を達成することができる!

2017-2018年度のロータリー財団は、過去、現在、そして未来にロータリーの達成の一部となる機会を、 すべてのロータリアンに与えてくれます。

すべてのロータリアン、すべてのロータリークラブに、アイデアの力を表現するチャンスを与えてくれます。 私たちは、「クラブを強化」し、「公共イメージを向上」させ、「人道的奉仕」を増やす責務があります。ロータ リー財団は、これら3つすべてを達成するための手段です。

ロータリー財団は、100年に渡り、無数のアイデアを支えてきました。

私たちは、病気の予防、健康の改善、教育の提供、地域社会の発展、水と衛生、平和の推進を目的とした世界中 のプログラムのために、41億ドル以上を集め、活動に充ててきました。ロータリー財団は更に進化し続けています。

ロータリー財団の優先項目

1. 年次基金の目標は、人々の人生を変えるような数多くのプログラムを引き続き支援していくために「1億 3500万ドル」に設定されます。

年次基金に少なくとも100ドルを寄付するという「Every Rotarian, Every Year」の寄付は、今後も 優先されることとなります。(2840地区は1人150ドル以上)

- 2. 永久にポリオを撲滅する。Polio撲滅は今後も第一の優先活動となります。Polioの募金目標は、引き続き 年間3500万ドルです。
- 3. 財団の恒久基金への寄付をロータリアンに呼びかけることです。 2017-2018年度は、「2025 bv 2025」という恒久基金目標に向け、丸1年をかけて取り組む初めて の年度となります。

ロータリー財団の活動は『寄付を集める活動』と『寄付を使う活動』があり、地区におけるDDF(地区活動資金)

の資金源は、当地区の3年前の寄付額によって決まります。

田中ガバナー年度における財団目標

- 1. 年次基金寄付・・・・・1人当たり・・・150ドル以上
- 2. ポリオ・プラス・・・・1人当たり・・・ 30ドル以上
- 3. ロータリー財団恒久基金寄付への増進
- 4. 全クラブ地区補助金対象事業を申請する
- 5. グローバル補助金対象事業を申請する

1. 資金推進・年次寄付に対して

ロータリー財団の年次寄付基金 (シェア) への寄付は、すべて3年間投資され、その50%がDDF(地区活動 資金)として、50%がWF(国際財団活動資金)に配分されます。

WF(国際財団活動資金は、全地区が利用できる補助金とプログラムを支える資金です)

運営費(寄付推進費、一般管理費)の大半は、投資収入によって賄われています。

恒久基金の投資収入の一部も、運営費に充てられています。

ロータリー財団における年次基金寄付、恒久基金寄付、使途指定寄付(主にポリオ・プラス)を中心とした 寄付に対して各クラブに理解と増進の要請をお願いたします。

2. 地区補助金に対して

「未来の夢計画」がスタートした本田年度 (2013-14) は、34件、竹内年度 (2014-15) 32件、生方年度 (2015-16) は、41件、のプロジェクトが実施され、豊川年度(2016-17)では、46クラブ全クラブからプロジェクト の申請があり、2840地区は、全クラブが地区補助金プロジェクトに参加したことになりました。

今年度から、地区補助金申請システムを地区独自によるWebサイトからの申請に切り替えて参ります。

3. グローバル補助金に対して

グローバル補助金に必要とされる「6つの重点分野」に対する理解と認識を高め、プロジェクトの推進が図れるようクラブへのサポートを重視しております。

グローバル補助金制度は、2カ国以上のクラブまたは、地区が参加する国際プロジェクトで、奨学金は、重点分野で海外の大学で学ぶ場合に適用されます。

2013-2014年度からスタートしたグローバル補助金現況は、9プロジェクトが終了及び進行中、5プロジェクトが地区承認を得て申請中となっております。

4. 資金管理に対して

補助金に対する財団への報告書をはじめ、クラブと地区が提唱するすべての補助金に対する申請、報告とその補助金において、適切な資金管理を継続してまいります。

5. ポリオ・プラスに対して

ロータリー財団の最優先事項である「ポリオ撲滅」までクラブと地区は、ロータリー財団の補助金とプログラムを通じて世界をより良い場所に変えていきます。その活動には、第一目標である「ポリオ撲滅まであと少し」を推進し、「10月24日・世界のポリオデー」をクラブ、地区で祝える活動を企画してまいります。



2017-2018年度 報告・申請日程・活動予定

1,2017-2018年度 地区補助金報告書(実施年度)

(1) 報告書の提出期限:プロジェクト終了後1ヶ月以内 (地区補助金用の報告書、様式2-1~2-4を使用)

2. 2017-2018年度 地区補助金申請書 (申請年度)

- (1) MOU/クラブ申請書の提出期限:2017年12月22日(金)期限厳守 (地区補助金用の申請書、Webサイトからの申請に変わります)
- (2) 第1回地区補助金予備審査会:2018年1月20日(土)
- (3) 第2回地区補助金予備審査会: 2018年3月24日(土)
- (4) 地区補助金最終審査会:2018年4月21日(土)
- (5) R 財団への一括申請:2018年5月15日(火)

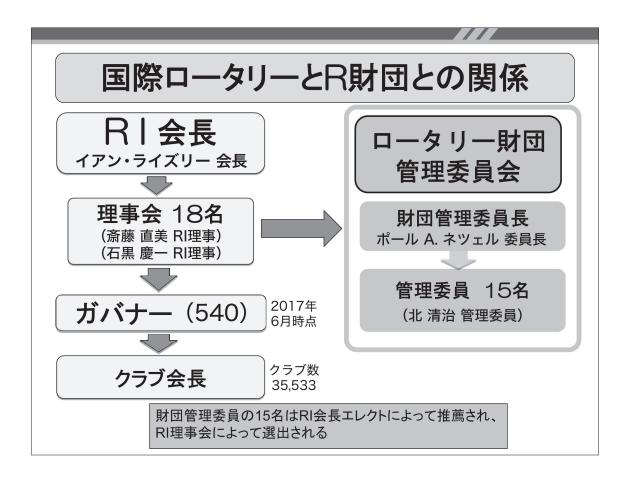
3. グローバル補助金

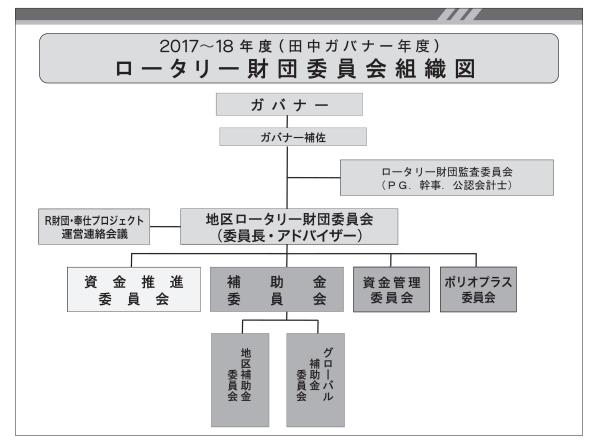
- (1) 申請期限:随時(但し6月1日~6月30日の間は年度替りのため7月1日以降の申請手続きをお願い致します) 申請書の提出を受け、地区の審査会は随時開催されます。
 - *奨学金応募申請には申請期間がありますのでご確認ください。
- (2) ホストパートナー(実施国)が企画しているプロジェクトの場合はホストパートナーの申請書等、日本語で事業内容の詳細を添付してください。
- (3)報告書の提出期限:プロジェクト終了後2ヶ月以内(グローバル補助金用の報告書、様式5-1~5-4を使用)

4. 地区セミナー等の開催予定

- (1) 地区ロータリー財団セミナー 2017年 8月19日(土) (伊勢崎プリオパレス)
- (2) 補助金管理セミナー 2017年11月11日(土) (伊勢崎プリオパレス)
- (補助金管理セミナーに出席しない場合は、両補助金の申請が出来ない事になっております)

ロータリー財団委員会 アドバイザー 牛久保哲男 (伊勢崎RC) 委 員 長 伊能 富雄 (伊勢崎RC)







第2840地区 ロータリー財団委員会 組織図

第2840地区 ガバナー

田中久夫

R財団・奉仕プロジェクト運営連絡会議 議 長 伊能 富雄(伊勢崎) 委員:奉仕プロジェクトグループ各委員長 担当副幹事 吉崎 裕(高崎)
 ロータリー財団委員会

 アドバイザー 牛久保哲男(伊勢崎)

 委員長 伊能 富雄(伊勢崎)

 担当副幹事 大草 良広(高崎)

 ロータリー財団監査委員会

 委員長 松倉 紘洋(富岡)

 委員 広瀬 雅美(高崎)

 委員 西巻 忠彦(前橋東)

資金推進委員会 年次寄付委員会 恒久基金·大口寄付委員会

 委員長
 町田
 久(渋川)

 委員
 金井
 修(前橋西)

 委員
 豊田
 明美(高崎)

 担当副幹事
 岡本
 兼一(高崎)

補助金委員会

 委員長
 板垣
 忍(前橋)

 担当副幹事
 竹山
 哲男(高崎)

地區	区補助金	全委員会
委 員 長	田山	利和(富岡かぶら)
副委員長	: 今井	幸吉(沼田)
委員(第1分区)	石井	英智(前橋南)
委員(第2A分区)	村田	勝俊(桐生)
委員(第2B分区)	福島	敬仁(伊勢崎南)
委員(第3分区)	川口	修平(高崎南)
委員(第4A分区)	石川	好男(太田)
委員(第4B分区)	毛塚	宏(館林)
委員(第5分区)	清水	一男(渋川)
委員(第6分区)	嶋田	佳幸(富岡かぶら)
担当副幹事	嶋方	朋之(高崎)

グローバル補助金委員会 委員長 津久井 功(沼田) 副委員長 高橋 郁夫(伊勢崎) 小林 洋樹(前橋) 員 員 久保田寿栄(桐生) 飯島 芳臣(高碕シンフォニー) 委 員 待山ラファット(館林東) 委 員 隆(富岡中央) 富岡 委 員 担当副幹事 富山 俊吾(高崎)

資金管理委員会 誠(太田) 長 渋澤 寛之(沼田中央) 永井 員 石川 直美(前橋中央) 委員·署名人 町田 久(渋川) 委員·署名人 金井 修(前橋西) 担当副幹事 佐藤 健司(高崎)

 ボリナプラス委員会

 委 員 長 内山 均(前橋東)

 委 員 橋谷 晋治(高崎北)

 委 員 門倉 正(前橋北)

 担当副幹事 岡田千代美(高崎)

2017-2018年度は、『未来の夢計画』 5年目のプロジェクト実施年度となります。 クラブで行うプロジェクトの計画、 申請、 承認はすべて前年度 (2016-2017) に行われました。

2017-2018年度は、そのプロジェクトの実施、及び報告書の提出、承認及び次年度(2018-2019年度)のための計画、申請、承認を行う年度となります。

未来の夢計画によってロータリー財団は、私たちすべてのクラブのための財団になります。プログラム も各クラブのロータリアン自らが創造し、かつ、自らが活動するものに変わるといっても良いかとも思います。 ロータリー財団の補助金を活用し、クラブの奉仕活動を充実しましょう。



地

区補助

寄付金を使う活動

寄付金の使い方は、「地区補助金」、「グローバル補助金」、「ロータリー平和センタープログラム」、「ポリオ・プラス・プログラム」の4つです。

*地区に一括して授与される補助金

DDFの50%以内

- ・事業分野はクラブと地区の自由裁量
- ・1プロジェクト当たりの補助額に下限はない。
- ・地元地域社会でも海外でも事業を実施できる。
- ・使用管理表、収支管理表、会計明細書、領収書等を地区で保管しておく。
- ・時々、無作為に地区に対してR財団本部から の監査がある。
- ・DDFのみでWFは使えない。

(事業例)

- ・人道的奉仕事業
- ・音楽や文学・歴史等に関する奨学金 (海外留学でも地元の大学に行く場合でも可)
- ・経済的に困っている学生への学費の支援
- ・使途指定で現金贈与ができる。
- ・職業研修チーム派遣(期間、人数ともに自由)
- ・職業訓練の支援
- ・海外のクラブとの協力事業
- ・地元地域社会での奉仕事業
- ・海外での奉仕事業 (ロータリーのある国でも、ない国でも可)
- ・海外や国内での建物、施設の増改築やインフラの 建設も可
- ・その他、社会的ニーズの強い奉仕事業(人道的なもの)

グローバル補助る

*2カ国以上のクラブ・地区が6つの重点分野に関するプロジェクトを共同提唱し、立案実施する国際プロジェクトに授与される。

補助金の下限15,000ドル~上限200,000ドル (10万ドル以上は、管理委員会の承認が必要)

- ・現金やDDFの提唱者寄付にWFがマッチングされプロジェクトが実施される。
- ・DDFに対しては1:1、現金に対しては1:0.5 のWFが交付される。

(事業例)

- ・6種類の重点分野を専攻する 奨学金(1年から4年間)
- · (WF50%、DDF50%)
- ・6種類の重点分野に関する 職業研修チームの派遣
- ・6種類の重点分野に関する 多額の人道的事業
- ・その他、6種類の重点分野に関する事業
- ・改築・増築も可能
- ・インフラ建設も可能
- ・ロータリーのある国でのみ 事業実施可

グローバル補助金は、 次の6種類の重点分 野に活用する。

- *平和と紛争予防/ 紛争解決
- *疾病予防と治療
- *母子の健康
- *水と衛生
- *基本的教育と識字 率向上
- *経済と地域社会の 発展

センタープログラムロータリー平和

補助金の下限50,000ドル~上限120,000ドル

・財源は、DDFの寄贈、現金寄付、WF、 基金寄付、期限限定寄付、遺贈等です。

世界6ヶ所・7大学

- ●国際基督教大学(日本)
- ●ウプサラ大学 (スエーデン)
- ●プラッドフォード大学 (イギリス)
- ●クイーンズランド大学 (オーストラリア)
- ●デューク大学 (アメリカ)
- ●ノースカロライナ大学チャペルヒル校 (アメリカ)
- ●チュラロンコーン大学 (タイバンコク)

- ・紛争解決と平和に関する国際問題について研究 する為のフェローシップです。
- ・ロータリーフェローシップは、2年間、ロータリー平和センター(世界6ヶ所、7大学にある)で修士課程において学びます。(15ヶ月、16ヶ月、21ヶ月、22ヶ月コースもある)
- ・ロータリー平和フェローシップには、専門能力 開発修了証を取得する3ヶ月コースもある。

オリオ・フラム

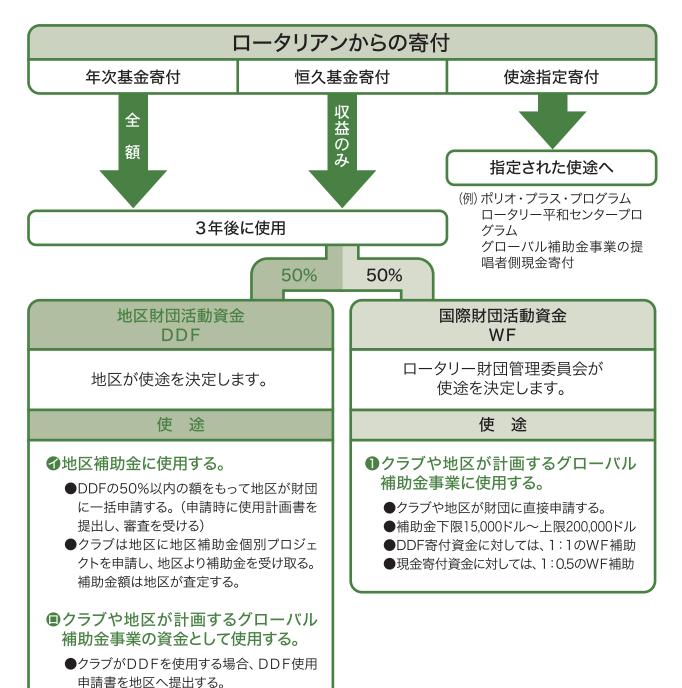
補助金の下限、上限ともになし

- ・ポリオ・プラス使途指定寄付金等
- ・ポリオ・プラス基金100%で実施
- ・ポリオ・プラス
- ポリオと共にハシカ、ジフテリア、結核、百日咳、 破傷風の五つをプラスして同時追放を目的とし ている。
- ・ポリオ・プラス・パートナー

ポリオ発生地域で活動するロータリアンを援助し、 ①全国予防接種日のための地域社会動員、②ポリオ・ウイルス免疫所への援助、③ポリオ担当 役員・免疫専門医への援助活動の三つのニーズ の目標をおき、ポリオの撲滅に必要な用具や補 給品の費用やその他活動費用等を支援すること を目的としている。

シェアシステムによる寄付金の配分

年次基金寄付と恒久基金収益を、3年後に国際財団活動資金 (WF) と地区財団活動資金 (DDF) にそれぞれ50%ずつ配分することをシェアシステムと言います。

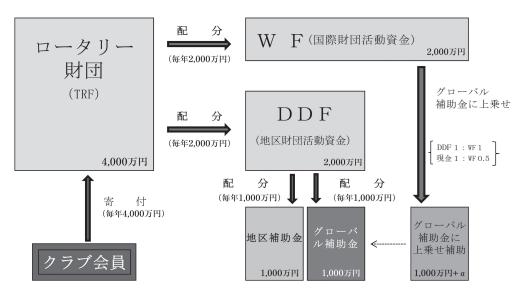


●地区のDDF使用計画の下で、個別プロジェクトへのDDF使用額が検討される。●使用の承認は、ガバナーと地区ロータリー

♪ポリオ・プラス基金やロータリー平和フェローシップ基金、ロータリー平和フェローシッププログラムへ寄贈する。

財団委員長が行う。

「2840地区 年次寄付・補助金サイクル図」



(注) 上記の各金額は簡略化するため、概算額としています

クラブの地区補助金スケジュール

2016 - 2017年度	2017 - 2018年度	2018 - 2019年度	2019 - 2020年度		
豊川年度	田中年度		宮内年度	森田年度	
2016 12/26申請					
Aプロジェクト計画・申請	Aプロジェクト実施・報告				
	終了後1ヶ月以内報告				
	2017 8/19 11/11 12/22 地区財団セミナー 補助金管理セミナー 申請期限	2018 4/21 最終審査会			
	Bプロジェクト計画・申請		Bプロジェクト実施・報告		
			終了後1ヶ月以内報告		
			申請		
			Cプロジェクト計画・申請	Cプロジェクト実施・報告	
				終了後1ヶ月以内報行	

地区補助金

「地区補助金」は、クラブと地区がロータリー財団の使命を支え、特定の関心に応じて地元や海外の緊要なニーズに取り組むための補助金です。

DDFの50%を使って、地区の裁量で自由に、人道的、教育的、社会奉仕活動等のプロジェクトを実施できるもので、地区が管理します。



1. 地区補助金の概要

- ・地区補助金の概要は次の通りです。
 - ●財源は、DDFのみです。
 - ●3年前の年次基金寄付と恒久基金利息によるDDFの50%以下を補助金として申請できる。
 - ●地区が一括して申請し、一括して補助金を受け取ります。地区からクラブに補助金を 授与します。
 - ●一括して受け取った地区補助金は、地区が管理する。
 - ●比較的短時間のプロジェクト。(プロジェクトと活動は、12ヶ月以内に完了することが望ましい。) ※当地区では7/1~4/末日までに完了。この期間を越える場合は中間報告書を提出する。
 - ●1回限りの比較的小規模のプロジェクト
 - ●奨学金の場合、2年を超えてはなりません。
 - ●奨学金の場合、高校、大学、大学院いずれも可。(学校は、国内、海外を問わない。)
 - ●1件当りのクラブ・プロジェクトまたは、地区プロジェクトへの補助金額は比較的小額で、ミニマムの規定はありません。
 - ■国内の事業にも、国際レベルの事業にも参加できます。
 - ●海外で事業を行う場合、実施地にロータリークラブのあるなしを問いません。
 - ●プロジェクトの分野は問いません。地区の裁量で実行できます。
 - ●たとえ海外のクラブとの事業であっても、地区が主たるスポンサーで申請書を提出し、 実施と報告の責務を負います。
 - ●次の地区補助金を支払われるためには、現在の地区補助金をClosedにしなければなりません。
 - ●一括して受け取った補助金を、受け取った後、残金があり、ロータリー財団に返却した場合、DDFとして戻る。
 - ●海外で奉仕活動をする、またはプロジェクトの調査をするロータリアンの旅費を支給できる。



2. 地区補助金の全般的基準と条件

・地区補助金の基準と条件の主たるものは次の通りです。

基準

- ●すべての地区補助金は、ロータリー財団の使命を守ること。
- ●ロータリアンの直接参加を含むこと。

●それぞれの補助金を律する条件を守ること。

●ロータリー財団または国際ロータリーに補助金授与以外の責任を負わせないこと。

条件

- ●米国および実施国の法令を守り、個人または団体を傷つけないこと。
- ●承認された活動だけに資金を使うこと。既に完了または開始したプロジェクトには補助金を授与しないこと。
- ●補助金参加者について定められているConflict of Interest(利害の衝突) の方針に従うこと。(※20ページを参照)
- ●ロータリーマークを適切に使用し、クラブ名を入れる。



3. 地区補助金で資金を調達できること

- ・地区補助金を活用できるのは次のようなものです。
 - ●人道的プロジェクト
 - ●職業研修、チームの費用(参加者の資格条件、チームの規模、期間、参加者の年齢の基準等は地区の裁量とする)
 - ●奨学金 (期間は2年以内、専攻分野自由、資格基準や授与額は地区設定、国内でも 海外でも可)
 - ●災害救援
 - ●地元と海外でのプロジェクトと活動
 - ●ロータリー・クラブのある国およびない国のプロジェクトとその市民を支援する活動
 - ●インフラ(社会基盤)の建設は、次のものを主とします。トイレ、上下水道、側溝、 ダム、橋、貯蔵設備、フェンスやセキュリティシステム、水、灌漑システム、温室(ただし、 必ずしもこれらに限定されるというわけではありません)
 - ●既存建物の増改築、修理。電気、水道、暖房などを建物内に取り入れること。屋根の修理。病院、学校などの既存建物の増改築。エレベータ、浴室の改装など。



4. 地区補助金を次のものに使うことはできません

- ・次のようなものには地区補助金を使用できませんので注意して下さい。
 - ●人種、性別、言語、宗教、年齢を理由とした差別的なこと。
 - ●政治、宗教にかかわること。
 - 教会などの純粋に宗教的な行事の支援。
 - ●妊娠中絶、性別決定などに関する活動の支援。
 - ●武器の購入。



5. 補助金の使用計画

地区ガバナー、地区ロータリー財団委員長、地区財団補助金委員長が、クラブからの個別プロジェクト申請を承認し、オンラインで「使用計画」を作成します。次に、この役員3名が地区から財団への地区補助金申請書を承認し、オンラインで「使用計画」を提出します。財団で申請書が審査され、承認されたあとで、補助金資金が支払われます。使用計画に、20%の臨時費を含めることができます。



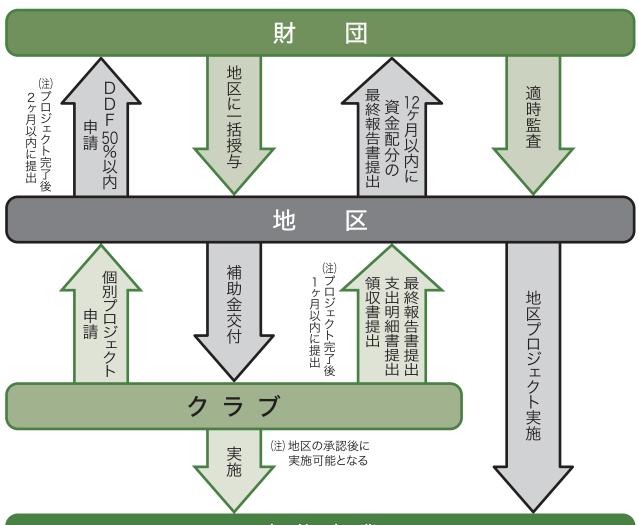
6. 報告

- ・報告に関しては次の点に留意して下さい。
 - ●地区は補助金を受領してから「12ヶ月以内」に、「最終報告書」をロータリー財団に 提出しなければなりません。(地区対R財団)
 - ●最終報告書には、使用計画と同じ形式で補助金資金の最終的な使途を記載します。
 - ●地区が当初に提出した使用計画と、実際の使途が異なる場合は、最終報告書に変更点を必ず明記して下さい。
 - ●地区は、個別プロジェクトの完成を待たずに、全補助金を各プロジェクトに支出した時点で最終報告書を提出できます。
 - ●クラブは、補助金を使用した後に、地区に最終報告書類(領収書、記録写真を含む) を提出します。(プロジェクト完了から1ヶ月以内に提出すること)
 - ●クラブの報告書は、書類保管の用件に従って、地区が保管します。
 - ●地区は、地区補助金の使用について、毎年クラブに報告する責務があります。



7. 地区補助金の申請から報告の流れ

地区補助金の申請から報告の流れについて、財団、地区、クラブのそれぞれの立場で理解 していただくために次の図式をご覧下さい。



奉仕事業

- ●事業分野はクラブと地区の自由裁量
- ●1プロジェクト当たりの補助額に 下限はない。
- ●地元社会でも海外でも事業を実施できる。
- ●海外や国内での建物、施設の改築 事業も可。
- ●インフラ整備も可。

- ・文化・芸術分野に関する奨学金(海外留学でも地元の大学に行く場合でも可)
- ・経済的に困っている学生への学費の支援
- ・使途指定で現金贈与ができる。
- ・職業研修チームの派遣(期間・人数ともに自由)
- ・職業訓練の支援
- 』・災害救援
- ┃・海外のクラブとの協力事業
- ・地元地域社会での奉仕事業
- ・海外での奉仕事業 (ロータリーのある国でも、 ない国でも可)

2017-2018年度 (田中年度) 地区補助金の申請と報告

I地区補助金

1. 2017-2018年度実施プロジェクトの報告(地区内46プロジェクト対象)

- (1) ロータリー財団地区補助金報告書(様式2-1~2-4)(ガバナー事務所HP からダウンロードする)を使用して下さい。
- (2) 領収書や物品寄贈の場合の受贈者の受領書のコピーや写真を添付して下さい。
- (3) 領収書等の各書類は少なくとも5年間保管することとなっております。
- (4) プロジェクト終了後1ヶ月以内にガバナー事務所へご送付ください。
- (5) 報告書は予め分区担当地区補助金委員の点検を受けてください。

2. 2017-2018年度申請プロジェクトの申請(2018-2019年度実施)

- (1) ロータリー財団地区補助金 (DG) 申請書 (様式1-1~1-2) (ガバナー事務所 HPからダウンロードする) を使用して下さい。
- (2) 見積書や物品寄贈の場合には、カタログ・仕様書等を添付して下さい。
- (3) MOU(覚書)の提出・計画年度 (2017-2018年度)、クラブ名を入れた専用銀行口座の開設。

原則として全ての支払はこの口座からの振込みとして下さい。

- (4) 補助金管理セミナー (2017.11.11(土)) の出席が資格要件となっています。
- (5) 2017-2018年度地区補助金審査基準 (2840地区) と授与と受諾の条件を 熟読して下さい。
- (6) 申請書の提出期限は、2017年12月22日(金)となっております。
- (7) 申請書は予め分区担当地区補助金委員の点検を受けてください。

3. 提出先

報告書・申請書ともガバナー事務所のメールアドレス宛に送信してください。

2017-2018年度(計画年度) 2840地区 地区補助金 審査基準

- 1. 奉仕プロジェクトの妥当性(受益地域社会の意向・人道性・教育性)
- 2. 申請書の申請内容の妥当性 (実施年度(2018-2019年度)、クラブ名を入れた 専用口座開設・記述内容・署名)
- 3. 見積書・仕様書・カタログ等の仕様書類の妥当性(必要に応じて写真等添付)
- 4. プロジェクトの総額と申請書類の妥当性
- 5. 申請クラブの会員の参加程度 (積極的参加・ロータリアンが汗をかくことが奨励されている)
- 6. 寄贈品等、物品目録の帰属先の特定とメンテナンスの責任者の特定(ロータリアンの関係者に直接利益をもたらすものでないこと)※使用後にクラブの物にならないこと。
- 7. 実施時期の特定(プロジェクト承認前の経費の支出が禁じられている) 7月1日前の支出は厳禁
 - 審査基準に財団は資金提供のみとなります ●

制約事項(地区補助金不適格とされる事項)

a. 授与と受諾の条件による制約事項抜粋

- (1) 特定の受益者等に対する継続的または過度の支援
- (2)土地や建物の購入(増改築は可)
- (3) 募金活動
- (4) 地区大会・記念式典等のロータリー行事に関する経費
- (5) 500ドルを超えるプロジェクトの標識 (看板・プレート)
- (6) 他団体の運営費、管理費、間接プログラム経費
- (7) 受益者や協力団体への無指定の現金寄付
- (8) 既に進行中または完了した活動と経費
- ※制約事項に関しては「授与と受諾の条件」(マイロータリーHP又は地区HP)をご覧下さい

b. 地区独自の追加制約事項

「申請される様々なプロジェクトに対し、すべてのケースに対応したルールを明文化するのは極めて難しい。基本的には「授与と受諾の条件」を適用しますがそれでカバーしきれない事項については人道性(健康面や経済的な事などで困難な状況におかれた人達に対する救済・支援)、公益性、教育性、公共イメージの向上やロータリーの活性化に繋がるか等々の観点から審査いたします。

互いにロータリアンとしての善意と友情そして良識で臨機応変に対処し、透明性を維持してまいります。」

⇒地区の裁量

I. 原則として例外なく適用される事項

- (1) 地区補助金は申請時における事業総額の1/2以下でクラブ処出金額の同額以下とする。
- (2) 地区補助金の活用に際しても覚書 (MOU) にあるクラブの参加資格条件が適用される。
- (3) 1クラブ1プロジェクト申請を原則とするが、複数クラブの共同プロジェクトは、別とする。
- (4) 申請クラブの3年前の年次寄付実績(補正貢献度で勘案)
- (5) 申請クラブの直近3年間の地区補助金申請実績
- (6) 申請額が円換算して5万円以下の場合は減額しない。また、一定の計算式により算出された補助金額が5万円を下まわる場合は5万円を下限とする。(申請金額の下限を5万円とするものではありません)
- (7) 2017-2018年度の地区補助金申請より、原則として事業実施日を2018年7月1日~2019年4月30日とします。(事業の内容により柔軟に対応いたします)

地区への最終報告書 (請求書、領収書、記録写真を含む) の提出期限をプロジェクト完了から1ヶ月以内とします。

Ⅱ、審査の際に不適格と判断される事項

- (1) 申請金額が円換算で50万円を超えるプロジェクト
- (2) 単なる文化的な体験学習
- (3) 単なるコンサートや文化講演会
- (4) お祭りや行事への協賛
- (5) 主催事業ではない大会やイベント
- (6) 史跡の標識やモニュメントに類するもの
- (7) ホームページの作成費用
- (8) ロータリアンのための費用
- (9) ロータリー青少年交換、RYLA、ロータリー友情交換、ローターアクト、インターアクト等への支援(支出が可能となりましたが地区補助金としての適切な支出に限る)適切な支出とは、大会やイベントなどの経費ではなく、奉仕活動の支援と認められるものとします。
- (10) 協力団体の職員による補助金関連の旅行、奨学生のためのオリエンテーションセミナー、補助金管理セミナー、主にロータリー以外の団体によって実施されている活動に資金を充てることができる(支出が可能となりましたがロータリー以外の団体が主体となって実施する活動の後援、共催は原則不可)

c. 各制約事項に抵触しているかどうか判断が難しい場合もあるが、不適格とされる可能性のある具体例

- 例1 特定の受益者 (団体、地域社会) に対する継続的または過度 の支援 (授与と受諾の条件)
 - (1) クラブ独自の奨学金を2年以上連続して申請 毎年奨学金の受領学生は替わると思われますが、特定の学校が継続されるので継続的支援と判断されます。
 - (2) 同一の公園などの公共施設に2年以上連続して寄贈 公共施設や公園などは利用者は特定し難くても特定の受益者と考えられます。寄贈物品などは違っても複数回連続は本規定に反すると解釈されます。隔年の申請であっても難しいと判断されます。

(3) 同一内容の寄贈を市内各地域に毎年順番で行う。

同一内容の支援を地域内各学校に毎年行う。

これらの事例は直接本規定に反するとは言えませんが、毎年審査会で疑問視されています。受益者を市や市内学校と広く解釈すれば本規定に反すると見ることができます。

(4) 特定受益者に対し同年度に複数クラブが支援

市内同一の福祉施設に同一年度に複数クラブが支援するケースがあります。

この事例も本規定に明らかに反しているとは言えませんが、各クラブ間での事前の情報交換が出来ればもっと幅広い支援が可能になると思われます。

それぞれの地域でなるべく多く、かつ幅広く支援を必要としている人達に地 区補助金が行き渡る。そして、ロータリーの存在が広く知れ渡り公共イメージ が向上する。これが本規約の意図するところだと思われます。

しかし、一方で毎年異なる受益者を捜し、違った内容の寄贈物を立案するのも簡単なことではないかも知れません。

そこで、以下の要領を継続的支援に該当する指針といたします。

継続的支援に該当する指針

1. 同一受益者で同一事業の場合(奨学金を含む)

同一受益者かつ同一事業の場合に於いては、1回目の補助金支援を受けてから2年を経過しなければ、2回目の補助金対象にはなりません。

可·否	0	×	×	0	×	×
年 度	1	2	3	4	5	6

2. 同一受益者で異なる事業の場合(例、公園に物品の設置・イベントの開催)

①同一受益者かつ異なる事業の場合に於いて、それぞれの事業で2年 連続して補助金支援を受けた場合には、当該受益者に対して次の補助金対象は2年を経過しなければなりなせん。

可·否	0	0	×	×	0	0	×	×
年 度	1	2	3	4	5	6	7	8

②同一受益者かつ異なる事業の場合に於いて、当初の事業から1年を置いて、異なる事業を行い、それぞれの事業で補助金支援を受けた場合には、当該受益者に対して次の補助金対象は2年を経過しなければなりません。

Ŀ	可・否	0	×		×	×		×	
2	年 度	1	2	3	4	5	6	7	8

3. 異なる受益者で同一事業の場合(例 防災グッズ・寄席)

異なる受益者かつ同一事業の場合に於いて、3年間連続して補助金支援を受けた場合には、当該事業に対して次の補助金対象は2年を経過しなければなりません。

可·否	0	0	0	×	×	0	0	0
年 度	1	2	3	4	5	6	7	8

*横軸:事業年度 *○は補助金支援適用可能年度 *×は補助金支援適用不能年度

前頁2及び3に於いて当該事業の重要性等を考えて、クラブがそのプロジェクトを継続する強い根拠や意義を示して頂き、かつ利用状況の調査や効果測定などの報告を定期的にして頂く等した場合には、委員会で協議しその後も補助金対象になるか検討していきます。またその場合には、全体であと何回計画しているかなどを明らかにしてもらいます。(それが示されれば承認されるとはかぎりません)

例2 他団体の運営費、管理費、間接プログラム経費(授与と受諾の条件)

一般の学校の部活費の支援

ある高校の部活費の補助支援の実例があります。

これは、本規定に抵触するのと同時に教育性はあっても健常者の学校の限られた生徒に対する支援なので人道性の面での訴求力も弱いと判断されます。

例3 受益者や協力団体への使途無指定の現金寄付 (授与と受諾の条件)

ロータリアン以外のプロジェクト参加者に対し昼食代などとして現金や商品 券を渡すことは本規定に反します。

例4 特定の政治的・宗教的見解を推進したり、完全に宗教を目的 とした催し物の支援(授与と受諾の条件)

- (1)宗教法人の敷地内に植樹した例があります。 公共性、公益性の観点から何とか承認されましたが、受益者が宗教法人の 場合慎重な判断が求められます。
- (2)宗教法人の建造物 (旧国宝・国の重要文化財) の文化遺産としての価値を周知・広報するためにパンフレットを作成し配布する例があります。 建造物の文化的遺産価値の周知のためのパンフレットの作成でしたが、宗教法人自体の色彩の濃いパンフレットと解釈されました。宗教法人を対象にした事業は当該宗教法人の意見や意向を取り入れる必要性が強くならざるを得ないなど、授与と受諾の条件に抵触する恐れが多いことから、地区補助金事業としては不適切と判断されます。尚、宗教法人に限らず、補助金対象先の単なる告知、宣伝のためのポスター、パンフレット、チラシ等は、本規定に反します。

例5 ロータリアンの経費(地区独自の制約事項II)

- (1) ロータリアンが子供達をバスでどこかへ引率する場合、受益者である子供達や教員の費用のみが補助金の対象となります。 受益者30名+ロータリアン10名 計40名がバスに乗車するとバス代×30/40が補助金対象額となります。
- (2) ロータリアンと受益者を交えた事前準備打ち合わせなどの飲食費 この場合も上記(1)と同様の考え方となります。 そもそも、事前打ち合わせや実施後の反省会等々の費用は全額クラブ負担としていただいた方が審査会で疑問視されることは少なくなります。

例6 単なる文化的な体験学習(地区独自の制約事項||)

本県の音楽文化の振興と意義づけされてはいますが、選考を経た子供達に楽器演奏を指導し、コンサートを開催するというプロジェクトの具体例があります。また、子供達を遊園地や各種施設にロータリアンが引率して連れて行くケースがあります。

これらは、本規定に抵触すると判断されます。教育性や人道性を強くアピール するものがないと不適格とされます。 また、選考基準も公平性を確保しながら明らかにしていただかなくてはなりません。

例7 単なるコンサートや文化講演会(地区独自の制約事項II)

著名な作家やスポーツ選手などを招いた講演会や劇団を呼んでの観劇会などを主催するプロジェクトの実例があります。

これらも本規定に抵触します。例6と同様に教育性や人道性さらには公益性をどう付加するかが問われます。

例8 主催事業ではない大会やイベント(地区独自の制約事項II)

各種スポーツ大会やイベント等を実施する場合、主催が原則となります。主 催者が別にあってそれに対する共催や支援は補助金の対象とはなりません。

例9 史跡の標識やモニュメントに類するもの(地区独自の制約事項 ||)

駅前の時計塔や温度計塔、世界遺産関連や公園内の標識、案内板などがこの分類に入り不適格と判断されます。さらに、これらの物品を単に寄贈するだけで、事業費が多額であり、かつロータリアンの積極的参加度の割合が薄いのではないかと指摘されるケースが実例としてあります。また、「授与と受諾の条件」の「500ドルを超えるプロジェクトの標識」の制約に該当しないよう注意が必要です。

例10 申請時の予算と報告書の支出に大きな差異のあるケース

申請書の支出予算に対して報告書の支出金額が大幅に増減しているケースがあります。

何らかの理由により購入品の仕様変更や見積額の増減が生じた場合、増額分はクラブの負担となります。減額の場合は返金していただくことがありますので業者との見積りや交渉は慎重に行ってください。

例11 ロータリーの標章の使用に関する方針を順守すること (授与 と受諾の条件)

プロジェクト名に「ロータリー」の名前を使用する場合は常に、徽章に加えて参加ロータリー・クラブの名前を含めなければならず、また「国際」という名称を用いてはならない。(ロータリー財団章典第4.090項抜粋)

(寄贈物名入れ推奨例)

正しいロータリーマークと個別のクラブ名が入ります。



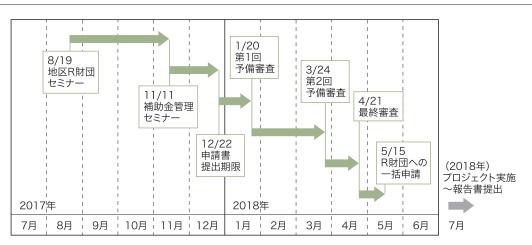
例12 ロータリアンが積極的に参加すること (授与と受諾の条件・II 受領資格の条件)

クラブメンバーの事業への参加割合が審査会でよく協議されます・事業内容にもよりますが、原則、参加割合が50%以上をお願いします。尚、受益者の関係(事業内容やその開催施設等で人数に制約がある等)で参加割合が50%未満になる場合には、理事会の承認は当然のこと、事業前後の例会での卓話等を利用して、その事業内容について全クラブ会員に周知してください。

- ※利害の対立の疑いがある場合は、開示する。利害の対立とは、プログラム補助金の受領や授与に関わる個人が、自分やその家族、個人的な知人、仕事上の同僚、事業上の利益、あるいは自分が管理委員、理事、役員を務める組織に恩恵を与える、または恩恵を与えると疑われる可能性のあるような個人間の関係を指す。一切の情報の開示については、補助金の承認に先立って説明がされなければならない。
 - 1.業者とロータリー関係者の関係に関わらず、妥当な経費で最良のサービスを確保できるよう、公平、透明、かつ完全な見積要請と入札手続を行わなければならない。ロータリー関係者が、ロータリアン、ロータリアンが所有または運営する物資やサービスの提供者、財団と協力関係にある機関、組織、団体の職員に資金を支払うような事業を検討する場合、利害の対立が起こりうる。
 - 2. プロジェクトの協力団体、業者、受益者に関係して理事を務めていたり、職務上の責任を負っていたりする ロータリアンは、プロジェクト委員を務めることができない。



第2840地区補助金 計画~申請の年間サイクル



2017年8月19日の地区R財団セミナーで 地区補助金プロジェクト計画段階での注意事項をご説明します

(地区R財団セミナー開催のお知らせと同時に地区補助金アンケートをお送りしますのでご記入の上出欠の返信と一緒にG事務所へ送って下さい)

この間でプロジェクトの計画を具体化 させて下さい。



なるべく早期の段階でプロジェクト案の有無や内容について各分区担当の 地区補助金委員にご相談下さい。

2017年11月11日の補助金管理セミナーで申請書記入の注意点についてご説明します

(このセミナー出席と覚書 [MOU] への署名が補助金制度参加資格となります)

この間で申請書を完成させて下さい。



申請書の提出準備ができたら、担当 の地区補助金委員に見せてチェック 済みのサインをもらって下さい。

2017年12月22日の申請書提出期限までに 申請書をG事務所宛に提出して下さい (Web申請となります)

グローバル補助金

グローバル補助金は、財団からの大きな支援の下、より長期的な視点から持続可能な活動に参加する 機会を提供するものです。

財団の使命に関する以下の重点分野において、多大な影響をもたらす大規模なプロジェクトや活動に 補助金を活用できます。

*重点分野

- ●平和と紛争予防/紛争解決 ●母子の健康
- ●疾病予防と治療

- ●基本的教育と識字率向上
- ●水と衛生
- ●経済と地域社会の発展

クラブと地区は、重点分野の範囲内で、独自のグローバル補助金プロジェクトを立ち上げることが できます。

クラブ・地区が立案するグローバル補助金

クラブ・地区が財団の重点とする6つの重点分野に関するプロジェクトを独自に立案し、申請する ものです。



1. 概 要

- ●重点分野のいずれかに該当するプロジェクトでなければなりません。
 - *平和と紛争予防/紛争解決 *母子の健康 *疾病予防と治療
 - *基本的教育と識字率向上 *水と衛生 *経済と地域社会の発展
- ●1件当りの補助金額は、ミニマム15,000ドル。上限は20万ドル。
- ●財源はDDFとWFと現金の組合せ。組合せ率-DDFなら1:1、現金なら1:0.5でWFが組み 合わされます。
- ●人道的プロジェクトの援助国側提唱者は、提唱者による拠出金総額のうち、30%以上を提供する よう義務づけられています。
- ●長期にわたるプロジェクト。(例外-職業研修チーム)
- ●持続性のある成果を上げ、かつ、その成果を測ることができなければなりません。 比較的大規模の プロジェクト。(予算が少なくとも30.000ドル以上のプロジェクト)
- ●奨学金の場合、重点分野で海外の大学院で学ぶ場合のみ。
- ●2カ国以上のクラブまたは地区が参加します。国際プロジェクトのみ。
- ●ロータリー・クラブが存在する国および地域のプロジェクトのみを支援します。
- ●Host Sponsor (プロジェクト実施地のクラブまたは地区) とinternational Sponsor (海外の援助 提供クラブまたは地区)の両者が必要です。
- ●同時に10件まで申請できます。(地区の場合は、地区補助金を含めて10件です。)
- ●個別のプロジェクトの補助金を受け取った後、プロジェクトに現金があり、ロータリー財団に 返却した場合、WFに組み入られます。
- ●ロータリー財団がプロジェクトを1件1件審査し、補助金を授与します。
- ●プロジェクトに参加するロータリアンの旅費は支給されない。(ただし、職業研修チームリー ダーを除く。)



2. グローバル補助金の条件

- ・グローバル補助金の条件は以下の様なものです。
 - ●それぞれの補助金を律する条件を守ること。
 - ●ロータリー財団または国際ロータリーに補助金授与以外の責任を負わせないこと。
 - ●米国および実施国の法令を守り、個人または団体を傷つけないこと。
 - ●承認された活動だけに資金を使うこと。既に完了または開始したプロジェクトには補助金は授与 されません。
 - ●補助金参加者について定められているConflict of Interest (利害の衝突) の方針に従うこと。 Conflict of Interest-ロータリアンやロータリー従業員の親族が奨学生や職業研修チーム・メンバーになれないこと。またロータリアンが地区補助金やグローバル補助金の受益者になれないこと。
 - ●ロータリー・マークを適切に使用すること。



3. グローバル補助金を 次のものに使うことはできません。

- ・グローバル補助金を利用する場合、次のものには使えませんのでご注意ください。
 - ●人種、性別、言語、宗教、年齢を理由とした差別的なこと。
 - ●政治、宗教に関わること。
 - 教会などの純粋に宗教的な行事の支援。
 - ●妊娠中絶、性別決定などに関する活動の支援。
 - ●武器の購入。
 - ●ロータリー青少年交換、RYLA、ロータリー友情交換、ローターアクト、インターアクトなどの 国際ロータリー・プログラムの支援。
 - ●18歳未満の青少年の海外渡航費(親または保護者同伴の場合を除く)
 - ●人が居住、仕事、営利目的の活動に従事するための建造物、すなわち建物(学校、住宅、低廉 仮設宿泊所、病院)、コンテナ、移動住宅など、もしくは製造や加工の活動を営むための建造 物の新たな建設、または増築。
 - ●人道的プロジェクトに関与する協力団体の職員の旅費。
 - ●ロータリー以外の団体が主体となって実施する活動。
 - ●主に研究・調査またはデータ収集から成る人道的プロジェクト。
 - ●個人の旅行経費のみを含む人道的プロジェクト。
 - ●ロータリー以外の団体が主体となって実施する活動。
 - ●主に研究・調査またはデータ収集から成る人道的プロジェクト。
 - ●個人の旅行経費のみを含む人道的プロジェクト。



4. 人道的プロジェクト

- ・グローバル補助金を利用して、持続可能で、成果を具体的に測定できる人道的プロジェクトを実施 することができます。以下に、人道的プロジェクトについての留意点をいくつか挙げます。
 - ●一つまたは二つ以上の重点分野において、恵まれない人々の最低限二一ズに応えると同時に、 全体の幸せを高めるようなプロジェクトでなければなりません。
 - ●プロジェクトの実施地のロータリー・クラブまたは地区が手がけたプロジェクトの資金を調達するものでなければなりません。
 - ●インフラ (社会基盤) の建設は、次のものを主とします。トイレ、上下水道、側道、ダム、橋、貯蔵設備、フェンスやセキュリティシステム、水、灌漑システム、温室。 (ただし、必ずしもこれらに限定されるという訳ではありません。)
 - ●既存建物の増改築、修理。電気、水道、暖房などを建物内に取り入れること。屋根の修理。病院、学校などの既存建物の増改築。エレベータ、浴室の改装。など可
 - ●受益者の旅費に限り、海外の渡航費用。可
 - ●国内旅行については、プロジェクトの実施に携わるロータリアンとロータリアンでない人、 受益者の旅費。可
 - ●プロジェクト実施にかかわるプログラム費用、給与、給付金、謝礼。可
 - ●人道的プロジェクトの場合、補助金の額によって次の三つに分けられます。

レベル1:US 15,000ドル~ 50,000ドル 現地訪問の定めはありません レベル2:US 50,001ドル~100,000ドル 必要に応じて現地訪問必要。 レベル3:US 10,0001ドル~200,000ドル 事前の現地訪問が必須。



5. 奨学金

- ・6つの重点分野のいずれかに関連した専攻分野とキャリア目標を持ち、大学院レベルの奨学金を 求めている奨学生を、グローバル補助金で援助できます。
- ・以下に奨学金に関係する要点をいくつか挙げます。
 - ●専攻分野は、ロータリー財団の重点分野でなければなりません。
 - ●奨学生は、教育レベルの条件を満たしている限り、年齢を問いません。
 - ●奨学金の期間は、大学院またはそれに相当するレベルの1年から4学年度です。(地区規定あり)
 - ●教育機関と学業プログラムは、ロータリー財団の承認を受けなければなりません。
 - ●奨学金には、授業料、旅費、生活費、保険料、その他ロータリー財団承認の他の教育関連の 費用が含まれます。
 - ●教育機関の所在地となる地区・クラブがホストを務めます。隣接地区や他の地区はホストに なれません。
 - ●奨学金の受領者は、受入地区 (実施国) 内に居住しなければなりません。
 - ●ホスト・クラブまたは地区がホスト・カウンセラーを任命します。

- ●奨学生がロータリー財団の書面による承認なしに補助金を打ち切った場合、派遣側のクラブ または地区が奨学金返還に助力するものと期待されています。
- ●奨学生の条件
 - *実施国(受入国)の言語に堪能であること。
 - *奨学金申請時に、大学院レベルの無条件の入学許可書または、大学院レベルの研究に関する招請状を提出しなければなりません。
- ●補助金を申請する時点で、受入地区と、提唱者を派遣する派遣地区の番号を入力する必要があります。申請は、奨学金期間の始まる90日前までに行って下さい。
- ●奨学生が、自分の選考する重点分野で将来働くかどうかの判断が重要。

※奨学金に対する応募要項地区規定を定めました。



6. 職業研修 (VTT)

- ・受益社会で人々のスキルを伸ばすために、職業研修を実施することができます。プロジェクトを持続 可能なものにするため、人道的プロジェクトを併せて実施するケースもあります。
- ・技術を学んだり、現地の人々を指導したりするため、複数の専門職業人からなる職業研修チーム(VTT) を海外に派遣する目的でも、この補助金を使用できます。
- ・職業研修チームのメンバーはそれぞれ異なる職業であってもかまいませんが、同じ重点分野を支援 すると言う共通の目的を有していなければなりません。
- ・以下に職業研修チーム (VTT) に関する説明をいくつか挙げます。
 - ●職業研修チームは必ずしも交換である必要はありません。GSEのようにホストが来訪GSE チームの受入費用を持つとは限りません。派遣側が申請時に予算を組んで申請書に明記すれば、 ホスト地区での滞在中の費用(宿泊費や食費を含む)をグローバル補助金の中から支払う ことも可能です。
 - ●チームは、重点分野の範囲内で、自らの職業能力を高めるか、他の人に専門的研修を行うかのいずれかでなければなりません。
 - ●重点分野に関することについて学ぶか教えるかにによって能力を高めることを実証しなければ なりません。
 - ●職業研修チームは明確な目的を持ち、意図、持続性のある成果、準備計画を提案するもので なければなりません。
 - ●一つの補助金で一つまたは2つ以上のチームを支援するために使うことができます。
 - ●派遣側 (International Sponsor) がチーム・メンバーを選ぶために委員会を設置します。 クラブ提唱の場合はクラブ会長が、地区提唱の場合は地区ガバナーが委員会を率いることに なります。
 - ●チーム構成と基準
 - *経験豊富なロータリアンのチーム・リーダー1名と、ロータリアン以外の2人以上のチーム・メンバー。総数についての上限はありません。
 - *申請者は、重点分野において2年以上の職務経験や専門知識のあることを示し、できれば重点分野に関連する専門職務か事業に雇用されていることが望まれます。
 - ●滞在期間に関する制約はありません。



7.6つの重点分野

ロータリー財団の6つの重点分野

(財団の使命) ロータリー財団の使命は、ロータリアンが、健康状態を改善し、教育への支援 を高め、貧困を救済することを通じて、世界理解、親善、平和を達成できるようにすることです。

目

的

目

標

平和と紛争予防 /紛争解決

ロータリー財団は、ロータリア ンが以下のような形で、平和と 紛争予防/紛争解決を助長す るのを支援します。

- ①紛争予防と仲裁に関する、 リーダー (リーダーとして 嘱望される若者を含む)の 研修。
- ②紛争地域における平和構 築の支援。
- ③平和と紛争予防/紛争解 決に関連した仕事で活躍し ていくことを目指す専門職 業人のための奨学金支援。

疾病予防と治療

ロータリー財団は、ロータリア ンが以下のような形で、疾病を 予防し、健康を促進するのを支 援します。

- ①地元の医療従事者の能力向上 ②伝染病の伝播を食い止め、非伝 染病の発生とそれによる合併症 を減らすための、疾病予防プロ グラムの推進。
- ③地域社会の医療インフラの改善。
- ④主な疾病の蔓延を防止するた めの、地域社会の人々の教育と
- ⑤疾病またはけがによって引き起 こされる身体障害の予防。
- ⑥疾病予防と治療に関連した仕 事で活躍していくことを目指す 専門職業人のための奨学金支援。

水と衛生

ロータリー財団は、ロータリアン が以下のような形で、人々が水 と衛生設備を持続的に利用でき るようにする活動を支援します。

- ①地域社会における安全な水の 公平な提供、衛生設備や衛生 状況の改善。
- ②持続可能な水設備と衛生設備 の設置、資金調達、維持管理 を地域社会が自ら行っていく ための能力向上。
- ③安全な水と衛生の重要性につ いて、地域社会の人々の認識を 高めるためのプログラム支援。
- 4)水と衛牛に関連した什事で活 躍していくことを目指す専門職 業人のための奨学金支援。

母子の健康

目 的

目

標

ロータリー財団は、ロータリア ンが以下のような形で、母子の 生活を改善するのを支援します。

- ①5歳未満の幼児の死亡率と 罹患率の削減。
- ②妊婦の死亡率と罹患率の削減。
- ③より多くの母子に対する基本 的な医療サービスの提供、地 域社会の医療/保健関係の リーダーと医療提供者を対 象とした母子の健康に関する 研修。
- 4)母子の健康に関連した仕事 で活躍していくことを目指す 専門職業人のための奨学金 の支援。

基本的教育と 識字率向上

ロータリー財団は、ロータリア ンが以下のような形で、人々の 基本的教育と識字能力習得を 指示することを可能にします。

- ①基本的教育と識字能力をす べての人々に与える地域社 会の力を高めるプログラム を支援し、地域社会の参加 を促進。
- ②地域社会における成人の識 字率の向上。
- ③教育における男女格差を減 らすための活動。
- ④基本的教育と識字率向上 に関連した仕事で活躍して いくことを目指す専門職業 人のための奨学金支援。

経済と地域社会の 発展

ロータリー財団は、ロータリアンが 以下のような形で、持続可能で測 定可能な長期的改善を地域社会と 人々の暮らしにもたらすために、人々 に投資することを可能にします。

- ①貧しい地域社会の経済発 展を促すための、起業家、 地域社会のリーダー、地元 団体、地域社会ネットワー クの能力の向上。
- ②生産性の高い仕事の機会 の創出。
- ③支援が行き届いていない地 域社会での貧困の削減。
- 4 経済と地域社会の発展に 関連した仕事で活躍してい くことを目指す専門職業人 のための奨学金支援。



8. 測定可能性と評価

- ・グローバル補助金では、補助金の効果や成果が持続するかどうかが重要視されます。
- ・成果を測定することで、プロジェクトがどの程度の影響をもたらしたかを把握し、将来のプロジェクト計画に役立てることができます。
- ・計画の段階から成果の測定方法を決めておき、補助金の申請時にそれを詳しく説明します。
- ・目標は、量と質の両面で測定できる(数で表し、言葉で明確に説明できる)ものとしてください。
 - ●量的な目標 を定めるには、まず基準となるデータを特定します。次に成果を測定する方法を 決め、詳細な計画を立てます。
 - ●質的な成果 は、数や統計で測定しにくいものです。感想や意見、体験談を通じて質的な成果を探ることができます。量的なデータを集めた後で、受益者から話を聞く機会を設け、プロジェクトについてどのように感じているか、プロジェクトから恩恵を受けたと思うかどうかを尋ねます。
- ・正確な評価を行うために、以下を考慮に入れるとよいでしょう。
 - ●プロジェクトの対象者(誰が恩恵を受けるか)を明確にする。

地域社会のニーズ調査を徹底して行い、活動案、場所、対象者を決めます。また、ニーズ 調査でプロジェクト実施前のデータを集め、このデータを基準に具体的な目標を設定し、成 果を測定します。

●具体性を持たせる。

誰が恩恵を受けるのか、プロジェクトがどのように展開するかを明確にイメージします。

●目標を定める。

期日を定め、それまでにどれだけ目標を達成できたか評価できるようにします。

●測定方法を決める。

どのように情報を集めて目標の達成状況を測るか決定します。



9. 持続可能性

グローバル補助金では、持続可能な活動と言うことを重要視しています。持続可能性の8つの原則 を説明します。

持続可能性の8つの原則

- ブローバル補助金は、ロータリー財団の資金がすべて使用された後も、プロジェクトがもたらした影響を持続していくための活動と対策を組み込んだものとすること。
- **2** グローバル補助金は、多様なレベルでの持続可能性を目指して取り組むものであること。
- 3 グローバル補助金は、可能な限り、地元のリソース、地域内の考え方や意見、地域の人々の知識を最大限に活用するものであること。

- 4 グローバル補助金は、天然資源基盤を大切にし、現地の環境を悪化させたり、破壊したり しないものであること。
- 5 グローバル補助金は、最大数の人々に恩恵を与えようと努めるものであること。
- 6 グローバル補助金は、財団の重点分野に関連する職業分野における画期的な新手法に貢献できるよう、奨学生やその他の人々を養成するものであること。
- 7 グローバル補助金は、自らが働く地域社会や職業に大きな影響を与え、効果を高められるよう、プロジェクトに参加する人々を養成するものであること。
- 7 グローバル補助金は、ロータリー地域社会共同隊など、草の根の人々や団体の意見やスキルを生かし、プロジェクトと活動の継続性を図るものであること。



グローバル補助金を申請するためには 次の条件を満たす必要があります。

グローバル補助金は、次の条件を満たすプロジェクトに使うことができます。

- ●16つの重点分野に該当するプロジェクトであること。「重点分野の目的と目標」を必ずご確認ください。
- ②持続的で、効果が測定可能なプロジェクトであること。
- ③「地区補助金とグローバル補助金の授与と受諾の条件」を満たすプロジェクトであること。

グローバル補助金は今までのマッチンググラントのように、DDF (地区財団活動資金)からの補助金とWF (国際財団活動資金)からの補助金の両方の補助金を受け取ることができます。

- ●DDFからの補助金の配分は、(P8・9)をご覧ください。
- ②WFからの補助金は、次のようにクラブからの拠出金に対しては1:0.5の割合で、DDFからの補助金に対しては、1:1の割合で支給されます。

クラブ拠出金 10,000ドル=WFからの補助金 5,000ドル DDFからの補助金 10,000ドル=WFからの補助金 10,000ドル

WFからの補助金の最低支給限度額は、15,000ドルとなります。前期の要件を満たしていてもこの 最低支給限度額に満たない場合は、対象外となります。この場合、地区補助金を利用することも考え られます。尚、WFからの補助金の上限は200,000ドルとなっています。



グローバル補助金の申請から修了までの流れ

- ●グローバル補助金の受付は随時行います。(GG奨学金はこの限りではありません)
- ●クラブは、プロジェクトを企画・立案する際に、添付資料「地区補助金とグローバル補助金の授与と受諾の条件」と「重点分野の目的と目標」を参照し、プロジェクトがこの条件を満たしているかを確認してください。
- ●クラブは、申請書を提出する前に、First Stepとして、セルフチェックを必ず行います。このセルフチェックはオンラインで行います。
- ●更にクラブはホスト・パートナー (プロジェクトの実施国のロータリークラブ) の名前や担当者の氏名、収支予算の地区DDFからの補助金申請額も決定しなければなりませんし、そのための見積も取る必要があります。よって、まずこれらの項目をクリアさせなければなりません。
- ●そのために、最初にグローバル補助金委員会にDDFの申請書を提出していただきます。
- ●DDFの申請書の提出に際しては、必ず事前に分区担当グローバル補助金委員に点検を受けて ください。
- ●地区、補助金委員会のグローバル補助金委員会で確認、承認された後、クラブは申請書を TRF (ロータリー財団) に申請します。 (オンライン上より)
- ●この申請書は、オンラインで行います。
- ●DDFを利用する場合には、ガバナーと地区ロータリー財団委員長の承認が必要となります。 その段階まできましたら依頼のメールを送信するか、または、地区、補助金委員会へご連絡 ください。
- ●クラブが申請書をオンラインで送信しますとガバナーと地区ロータリー財団委員長に届きます。ガバナーと地区ロータリー財団委員長がオンライン上で確認のチェックを入れますと、申請完了となります。
- ●クラブは、申請書のコピーを必ずグローバル補助金委員会に提出してください。
- ●TRF (ロータリー財団) より承認が下りると、プロジェクトが開始できます。
- ●TRF (ロータリー財団)では、承認後、補助金を授与する口座と署名人の情報を入力し、 実施国と援助国両方が同意 (クラブプロジェクトの場合はクラブ会長、地区プロジェクトの 場合には財団委員長)のチェックをします。この入力とクラブからの拠出金と補助金が合算 され、クラブの専用口座に振り込まれます。
- ●プロジェクトが、1年を超える場合には、中間報告書を提出すれば、引き続きプロジェクトを 継続させることができます。
- ●プロジェクトは、最終報告書を提出し、TRF (ロータリー財団) からのファイルクローズの連絡を受けて、終了となります。

グローバル補助金の申請と報告

2017-2018年度(田中年度) グローバル補助金の申請と報告

Ⅱグローバル補助金

1.2017-2018年度実施プロジェクトの報告

- (1) ロータリー財団グローバル補助金 (GG) 報告書 (様式5-1~5-4) (ガバナー 事務所HPからダウンロードする) を使用して下さい。
- (2) 領収書や物品寄贈の場合の受贈者の受領書のコピーや写真を添付して下さい。
- (3) 受領書等の各書類は、少なくとも5年間 (グローバル補助金奨学金に関する書類は10年間) 保管することとなっております。
- (4) プロジェクト終了後2ヶ月以内にガバナー事務所へご送付ください。 (プロジェクトが1年を超える場合には、補助金の最初の支給を受けてから、 12ヶ月以内に中間報告書を提出しなければならないこととなっております。 中間報告書のコピーもガバナー事務所へ送付して下さい。)

2.2017-2018年度申請プロジェクトの申請

- (1) ロータリー財団グローバル補助金 (GG) のためのDDF申請書 (様式3-1~3-2) 及びロータリー財団グローバル補助金 (GG) 事業計画書 (様式4-1~4-2) (いずれもガバナー事務所HPからダウンロードする) を使用して下さい。(DDF申請書と事業計画書は両方提出して下さい。)
- (2) 見積書や物品寄贈の場合には、カタログ・仕様書等を添付して下さい。
- (3) MOU (覚書) の提出・プロジェクト名の入った専用銀行口座の開設 (通常は 実施国側で開設)・補助金管理セミナー (2017.11.11 (土)) の出席が資格 要件となっています。
- (4) 2017-2018年度グローバル補助金審査基準 (2840地区) と授与と受諾の 条件を熟読して下さい。
- (5)申請書の提出は随時ですが、6月1日~6月30日の間は年度替りのため、 7月1日以降の申請手続をお願い致します。

(申請書の提出を受け、地区の審査会が随時開催されます。)

第2840地区グローバル補助金審査基準

2017-2018年度 第2840地区 グローバル補助金 審査基準

- 1. 奉仕プロジェクトの妥当性(受益地域社会の意向・人道性・教育性・実現性)
- 2. 実施国の地域社会の人々が特定したニーズであり、積極的に参加すること。
- 3. 活動の終了後も、地域社会の人々が自力で取り組んでいくことができること。
- 4. 6つの重点分野のいずれかに該当するプロジェクトであること。
- 5. 持続可能性があり、長期にわたるプロジェクトであること。
- 6. 持続性のある成果をあげ、かつ、その成果を測定する基準を策定すること。 (可能な限り複数)
- 7. 2ヶ国以上のクラブ又は地区が参加する、国際プロジェクトであること。
- 8. ロータリークラブが存在する国および地域のプロジェクトであること。
- 9. 地区へのDDF申請書・事業計画書の妥当性 (記述内容・署名等) (地区への提出申請書はすべて日本語で記入する)
- 10. 見積書・仕様書・カタログ等の証憑書類の妥当性(必要に応じて写真添付)
- 11. WF15,000ドル以上、200,000ドル以下の事業であること。
- 12. 申請クラブは、少なくとも500ドル以上現金拠出すること。
- 13. Host Sponsor (実施国のクラブ又は地区) が、100ドル以上 (DDF含む) の 拠出をしていること。(奨学金・VTTはこの限りではありません)
- 14. 寄贈品等の帰属先の特定とメンテナンスの責任者の特定がされていること。
- 15. 実施国のロータリークラブの役割りが明確であること。
- 16. 申請クラブの直近3年間の年次寄付実績
- 17. 「授与と受諾の条件」による制約事項

※詳細は「地区補助金とグローバル補助金授与と受諾の条件」参照

クラブが準備をしなければならないこと



1

2

6

1. クラブが準備をしなければならないこと

●MOUを地区と取り交わします。MOUとは、Memorandum of Understanding のことで覚書のことです。この覚書を地区と取り交わして参加資格を取得していませんと、ロータリー財団のプログラムを行うことができません。いつプログラムに参加しても良いように、クラブは必ず地区とこのMOUを取り交わしてください。MOUを取り交わす条件がいくつかありますので、クラブは事前にこの準備をしておく必要があります。署名は、会長と会長エレクトの2名が行うことになっています。尚、クラブ会長、会長エレクト、または、クラブが任命した代表者が、補助金管理および参加資格に関する研修会・セミナーに参加することが義務付けられています。「補助金管理セミナー」は毎年11月に開催されます。

補助金の申請時期

クラブから申請のあったプロジェクトを地区の補助金委員会で審査し、補助金交付額を確定します。もちろん予算には限度があります。地区申請条件を確認し期日までに申請してください。未来の夢計画では、地区全体の予算額は、DDF (地区財団活動資金) の50%が上限と大幅に引き上げられましたのでクラブからの申請にこたえられることができると考えられます。

- ●今までのマッチング・グラントを大きくしたものや奨学金などにグローバル補助金を充てることができます。こちらの補助金は、原則として1年間を通して申請をすることができますが、その内容によっては申請時期を十分に注意する必要があります。
- ●地区補助金とグローバル補助金に関しては、「地区補助金」「グローバル補助金」 の項を参照してください。
- ●グローバル補助金を使ったプロジェクトを行う場合、MOUにも記載されている通り、クラブは、プロジェクト毎にグローバル補助金専用の銀行口座を設けなければなりません。グローバル補助金を利用するプロジェクトを立案する際には、事前にこの専用口座を開設しておいてください。
 - ●上記の②で挙げましたように、地区補助金の申請時期が決められておりますのでクラブの社会奉仕委員長、国際奉仕委員長、そしてロータリー財団委員長など、ロータリー財団の補助金を利用するプロジェクトを行う上で、重要なポストの方の任命を早める必要があるかと思います。会長エレクト、幹事エレクトの皆様は、この点を好くご理解いただき、早めの準備をよろしくお願いいたします。

補助金プログラムへの参加資格



クラブの参加資格

クラブは補助金プログラムに参加するために、財団の定めるクラブ覚書を読み、これに同意し、 署名をして地区へ提出しなければなりません。

地区は毎年、クラブの参加資格認定を行います。

クラブの参加資格に関する要点を次にまとめました。

クラブの参加資格

目 的

参加資格は、財団の補助金を管理するにあたり、クラブに適切な 財務、法律、資金管理の制度が整っていることを確認するために 定められています。

- ●地区が参加資格を満たしていること。
- ●クラブが補助金を受け取るための専用銀行口座を設け、その銀行口座の 受取人情報を地区に提供する。
- ●入出金を説明し、項目別に記録した総勘定元帳の整備と保存を確実にする。
- ●収入と支出の明細書を別々に維持する。
- ●補助金に関連する銀行明細書を保管する。
- ●補助金の支出に関連する帳票と全領収書を法律に従い必要期間保管する。

要件内容

- ●財団の定める授与と受諾の条件を順守し、適正に補助金資金を使用し、中間報告書、最終報告書ならびに提出必要書類(領収書や銀行明細書等)を 遅滞なく地区へ提出する。
- ●クラブは、地区の行う補助金の適正使用調査、補助金会計調査に全面的に協力する。
- ●地区ロータリー財団補助金管理セミナーに出席し、覚書を読み、これに同意する。
- ●クラブ会長とクラブ会長エレクトは、クラブの参加資格条件を満たし、これ を順守し、確実に維持することを書面にて誓約し、署名して地区へ提出する。

備 考

- ●クラブに参加資格を与えるのは、地区の責務です。(毎年、更新する必要がある)
- ●クラブの覚書〈クラブの参加資格認定・覚書 (MOU)〉は、2840地区HPをご覧下さい。

1. 地区役員の責務

地区ガバナー、地区ガバナー・エレクト、地区ロータリー財団委員長は、ロータリー財団補助金の適切な使用の監督に加え、クラブと地区の参加資格認定について主要な責任を有する。 地区役員の責務には、以下が含まれる。

- 1. 地区とクラブの参加資格認定を実施、管理、維持する。
- 2. すべてのロータリー財団補助金が、資金管理の対象と適切な補助金管理の慣行に沿って扱われるようにする。
- 3. 地区補助金、グローバル補助金の授与と受諾の条件を順守し、施行し、伝え、また、これに関してロータリアンを指導する。
- 4. 補助金に関する全ての人が、実際の利害の対立や、利害の対立であると認識される事態を避けるように活動するよう確認する。

2. クラブの参加資格認定

地区は、地区内クラブの参加資格認定を行う責任を有する。参加資格の条件として、クラブは「クラブの覚書 (MOU)」に同意し、クラブから少なくとも会員一人を地区ロータリー財団補助金管理セミナーに出席させなければならない。

- A. クラブがグローバル補助金を受領するには、参加資格を認められなければならない。 ただし、地区補助金の資金を受領するにあたっては、クラブが資格認定を受けることは 義務づけられていない。(2840地区は義務としている)
- B. 地区は、関係する地元の法律や地区特有の事情を考慮し、クラブの資格認定に追加要件を設けることが出来る。追加要件は、地区内すべてのクラブが満たすことのできるものでなければならない。
- C. 地区は、地区補助金の資金を、地区内外の参加資格を得ていないクラブに配分してもよい。ただし、これらの補助金の使用については、地区がその責任を有する。参加資格を得ていないクラブが、適用されるすべてのロータリー財団の方針〈ロータリー財団地区補助金の授与と受諾の条件の条件を含む〉に従わなかった場合、地区の参加資格が失われる恐れがある。

地区提出用 財団補助金申請書・報告書

国際ロータリー 第2840地区

ロータリー財団補助金申請書・報告書キット

(2017-2018年度申請用)

(申請書・報告書様式は、田中ガバナー事務所HPよりダウンロードして下さい)

1.	地区補助金(DG)	申請書	(様式	1—1~1—2)
2.	地区補助金(DG)	審査基準	5P (P15~19)
3.	地区補助金(DG)	報告書	(様式	2-1~2-4)
4.	グローバル補助金(GG)	のためのDDF申請書	(様式	3-1~3-2)
5.	グローバル補助金(GG)	事業計画書	(様式	4—1~4—2)
6.	グローバル補助金(GG)	審査基準	1P (P30)
7.	グローバル補助金(GG)	報告書	(様式	5—1~5—4)
8.	クラブ参加資格認定:覚	書(MOU)	HP	2017-2018年度 2840地区HP
9.	地区補助金とグローバル	補助金 授与と受諾の条件	HP	またはマイロータリーHPを ご覧下さい
10.	地区補助金(DG)	申請書セルフチェックリスト	1P (P35)
11.	地区補助金(DG)	報告書セルフチェックリスト	1P (P36)
12.	グローバル補助金(GG)	申請書セルフチェックリスト	1P (P37)
13.	グローバル補助金(GG)	報告書セルフチェックリスト	1P (P38)
14.	地区補助金(DG)	申請書記入例	3P (P39)

2840地区の地区補助金申請書セルフチェックリスト

■全ての提出様式は、「第2840地区 田中ガバナー事務所HP」からダウンロードして下さい。

2017-2018年度 第2840地区 地区補助金申請書セルフチェックリスト

]	l .	申請書は、全ての	項目(様式1-1~1-	-2)の記述をし	ましたか		
2	2.	特に、ロータリア	ンが汗をかく具体例を	を2例以上記述し	しましたか		
3	3.	申請書は、署名を	除き、ワープロで作品	成しましたか			
۷.	4.	2017-2018年度・	クラブ名の入った専門	用銀行口座を開	設しました	か	
5	5.	事業総額の50%以	【上クラブ側が拠出し`	ていますか			
6	5.	見積書・カタログ	・仕様書等は添付しる	ましたか			
7	7.	見積書の有効期限 適正にされていま	は、十分余裕がありる すか	ますか、日付、	消費税等の	記載は	
8	3.	物品寄贈の場合は	、受贈者の特定がされ	れ表記されてい	ますか		
Ç	€.	その後のメンテナ	ンスや管理について、	も責任者が特定	されていま゛	すか	
1 (Ο.	MOU(覚書)は、	全ての項目の記述を	しましたか			
1 1	Ι.	地区の審査基準に	合致していますか				
1 2	2.	「授与と受諾の条	件」に合致していまっ	すか			
1 3	3.	補助金管理セミナ	ーには出席しましただ	<i>)</i> 2			
1 4	4.	分区担当地区補助	金委員に予め申請書の	の点検をしても	らいました	か	
			■クラブ名()	年	月	日
			■提出責任者署名				
			※申請書提出時に提出	してください。			
			●地区担当者署名				

2840地区の地区補助金報告書セルフチェックリスト

■全ての提出様式は、「第2840地区 田中ガバナー事務所HP」からダウンロードして下さい。

2017-2018年度 第2840地区 地区補助金報告書セルフチェックリスト

	1.	報告書は、全ての項目 (様式2-1~2-4) の記述をしましたか	
	2.	特に、人数欄、ロータリアンの支援の具体例を2例以上記述しましたか [
	3.	申請時の申請書の各項目と突合しながら、報告書の記述をしましたか	
	4.	実施した事業内容は、申請時の内容と合致していますか	
	5.	収入欄、支出欄とも、予算額の記入はしましたか	
	6.	支出項目が変更となった場合には、その理由を説明する説明書を添付しましたか「	
	7.	専用口座からの出金と支出項目の記入は合致していますか	
	8.	支出項目の領収証のコピーは全て添付しましたか	
	9.	特に日付は、全て合致していますか	
1	0.	年度違いや、7月1日前の領収証はありませんか	
1	1.	物品寄贈がある場合には、所有者名と住所欄に記入しましたか	
1	2.	その場合の、受贈者発行の受領書のコピーは添付しましたか	
1	3.	領収証は添付したページをそのままスキャンできるように、1枚ずつ 添付しましたか	
1	4.	専用口座は、解約した上で、コピーを添付しましたか	
1	5.	受取利息の記述は、報告書にはしないこととなっておりますが、 適切に処理されていますか	
1	6.	収入合計額と支出合計額は一致していますか	
1	7.	分区担当地区補助金委員に予め報告書の点検をしてもらいましたか	
		■クラブ名() ■ 年 月 E	∃_
		■提出責任者署名	
		※報告書提出時に提出してください。	
		●地区担当者署名	

2840地区のグローバル補助金申請書セルフチェックリスト

■全ての提出様式は、「第2840地区 田中ガバナー事務所HP」からダウンロードして下さい。

2017-2018年度 第2840地区 グローバル補助金申請書セルフチェックリスト

1.	申請書・事業計画書は全ての項目(様式3-1~3-2, 4-1~4-2)の 記述をしましたか					
2.	特に、ロータリアンが活動する具体例を2例以上記述しましたか					
3.	また収入予算欄は、網羅的に記述しましたか					
4.	WFの合計欄は、15,000ドル以上200,000ドル以下となっていますか					
5.	申請クラブは、少なくとも500ドル以上現金拠出していますか					
6.	実施国のクラブ又は地区は、100ドル以上(DDF含む)の拠出をして いますか					
7.	申請書・事業計画書は、署名を除き、ワープロで作成しましたか					
8.	プロジェクトの成果の測定方法は、明確に策定されていますか					
9.	プロジェクト完了後も、実施国において継続可能となる体制の確保は □ できますか					
0.	見積書・カタログ・仕様書等は添付しましたか					
11.	見積書の有効期限は、十分余裕がありますか、日付、消費税等の記載は □ 適正にされていますか					
12.	物品寄贈の場合は、受贈者の特定がされ表記されていますか					
13.	その後のメンテナンスや管理についても責任者が特定されていますか					
14.	MOU(覚書)は、全ての項目の記述をしましたか					
15.	地区の審査基準に合致していますか					
6.	「授与と受諾の条件」に合致していますか					
17.	補助金管理セミナーには出席しましたか					
18.	分区担当グローバル補助金委員に予め申請書の点検をしてもらいましたか					
	■クラブ名 () ■ 年 月	日				
	■提出責任者署名					
	※申請書提出時に提出してください。					
	●地区担当者署名					

2840地区のグローバル補助金報告書セルフチェックリスト

■全ての提出様式は、「第2840地区 田中ガバナー事務所HP」からダウンロードして下さい。

2017 — 2018年度 第2840地区 グローバル補助金報告書セルフチェックリスト

1.	報告書は、全ての項目 (様式5-1~5-4) の記述をしましたか [
2.	特に、人数欄、ロータリアンの支援の具体例を2例以上記述しましたか [
3.	申請時の申請書の各項目と突合しながら、報告書の記述をしましたか	
4.	実施した事業内容は、申請時の内容と合致していますか [
5.	収入欄、支出欄とも、予算額の記入はしましたか [
6.	支出項目が変更となった場合には、その理由を説明する説明書を添付しましたか「	
7.	専用口座からの出金と支出項目の記入は合致していますか [
8.	支出項目の領収証のコピーは、全て添付しましたか [
9.	領収証は、添付したページをそのままスキャンできるように、1枚ずつ [
0.	添付しましたか 専用口座は、解約した上でコピーを添付しましたか [
1.	収入合計額と支出合計額は一致していますか	
2.	R財団からの申請に対する承認通知書のコピーは添付しましたか	
3.	R財団へ提出した中間報告書・最終報告書のコピーは添付しましたか	
4.	分区担当グローバル補助金委員に予め報告書の点検をしてもらいましたか [
	■クラブ名() ■ 年 月	日
	■提出責任者署名	
	※報告書提出時に提出してください。	
	●地区担当者署名	

1

1

1

1

1

Rotary Equipment Foundation

◎不要な欄はありません。空白無く記入して下さい。 ウータリー財団地区補助金(DG)申請書

R I 2 8 4 0 地区 補助金委員会

複数クラブの場合は代表クラブ名 (地区は代表クラブと連絡をとります)

2017-2018年度 地区補助金申請用 (2018-2019年度実施)

○○ロータリークラブ ロータリー・クラブ:

プロジェクト名: 民間心身障害児福祉施設社会福祉法人「○○○の家」支援事業

実施場所 社会福祉法人「〇〇〇の家」 住所 123-4567 〇〇市××町 1-2-3

開始日(西曆): 2018年 9月 1日 終了予定日(西曆): 2018年 11月 30日

2840地区地区補助金(DG)申請額

500, 000 円

← 事業総額ではなく申請額

プロジェクトの概要

1. このプロジェクトで何をしますか。 ← 100字以内で記入

○○○の家の施設は、子供たちが裸足で遊び回れるように床を無垢の木でフローリングしてありましたが、老朽化により損 傷が激しく保育に支障も出てきました。その床の全面張り替えをして、安全で安心な保育場所を提供します。

2. プロジェクトの恩恵を受ける人とその人数(ロータリアン以外)。

必ず記入(推定でも)

▲ 500 人 40 名

3. このプロジェクトに何名のロータリアンが参加する予定ですか。

- 4. これらのロータリアンは何を行いますか。プロジェクトへの財政的支援を除き、ロータリアンが汗をかく具体例を少なくとも2例 ご記載ください。
 - ・第1例 改修工事に向けて荷物備品等の移動を子供・親・職員と共に行います。
 - ・第2例 改修時にワックス掛けを行い、荷物・備品の設置を子供・親・職員と共に行い、更に完成時には感謝と披露の会を開催 し、それを〇〇ロータリークラブの例会とし全員参加で実施します。
- 5.このプロジェクトを実施することにより、地域社会に対するどのような長期的影響が期待されますか。

○○○の家は、在籍の子供が 66 名・卒園児が約 400 名おり、毎日多数の子供が通い、土・日も卒園児を中心に様々な 障害児支援事業が行われています。そこを支援して保育場の安全・安心が高まれば、地域の障害児支援活動の中心とし ての役割が高まり、支援事業の発展につながります。

6. 協力団体が関与している場合、その団体名と役割を記述して下さい。

「○○○の家 父母の会」項目4.の第1例、第2例実施協力

プロジェクト収支予算書

■収入予算 (必要に応じて行を追加してください)

(単位:円)

	収	入	.]	項	目	金	Ž	額
1.地区補助金申請額						500,000		
2.クラブ拠出金額						500,000		
3.その他の資金 \								
	、収	入	合	計	額	1,000,000		

複数クラブの場合は列記してください

(単位:円) | 消費税込みの金額で記入 ■支出予算 (必要に応じて行を追加してください)

	MILO CIT EXEMPO CALC	- · / — /— /— /— /— /— /— /— /— /— /— /— /—		
支出項目	業者名	金 額 ◀┛	財産として残る物品の	財産として残る物品の
			所有者	所在地
プレールーム桧無垢	○○建設(株)	798,000	民間心身障害児福祉施設	△△県○○市××町 5-1-3
フローリング重ね張り工事		,	社会福祉法人「〇〇〇の家	4
桧フローリング保護剤	同上	50,000	*	7
段差床見切り	同上	63,000		\ /
			į	公ず記入

39

(様式 1-1)

致 चे 3

同の場

合はこ

現して

参考資料

既存器具類取外し取付	同上	30,000	
運搬および搬入費	同上	30,000	
発生屑剤型付け処分	同上	29,000	
支 出 合	計 額	1,000,000	

- ※地区補助金の審査結果はドル建てとなりますので、ご留意ください。
- ※報告書は予算対比となっておりますので、支出項目については十分吟味してください。
- ※雑費などの内容注意
- ※海外実施の場合 使用通貨、為替レートなども記入して下さい。(別紙でも可)



ロータリー財団地区補助金(DG)申請書 R I 2 8 4 0 地区 補助金委員会

(様式 1-2)

	2017-2018年度地区補助	」金申請用 (2018-2019年度)	ミ施)
 活動の種類 :	□ 地域社会の発展(一般)	□ 保健(一般)	□ 教育(一般)
(対象種類■)	☑ 地域社会の発展(建物の修復)	□ 保健(疾病)	□ 教育(識字率の向上)
	□ 地域社会の発展(災害復興)		□ 教育(奨学金)
必ず「レ」を記入	□ 地域社会の発展(ボランティア奉付		□ 教育(ボランティア奉仕)
	□ 食糧/農業(一般)	□ 水(供給/確保)	□ 管理運営費(最高3%まで)
	□ 食糧/農業(ボランティア奉仕)		□ 臨時費(最高 20%まで)
	ロ ロータリーの交換活動		
プロジェクト連絡担当者名:	×× ××× クラブ	ずでの役職: △△△△	
自宅住所 :	〒123-0123 〇〇県〇〇市〇〇	AND HAVE SELECTED IN THE PARTY OF THE PARTY	
	TEL: 0000-00-0000 H	FAX : 0000-00-0000 携帯	電話:000-0000-00
メールアドレス :	E-mail: 0000@ × × × × × × ×		
	申請年度で記	H- Atr	時には開設してください
補助金振込銀行口座名:	銀行名 ○○○銀行	支店名 〇〇支店	
/		口座種別(普通/当座) 普通	
	口座名義 2017-2018 年度 〇〇		Ε ΔΔ ΔΔ
		ンシ゛ュウハチネント゛ 〇〇ロータリークラフ゛チクホシ゛ョ	
	※銀行口座は、クラブ名の入った口		<u> </u>
	が歌目日生は、ケノケイ・シノくンに日		0
資格認定手続き管理責	賃任者(1名)及び資金管理責任者	〒(2名)の署名	
7,18,80,00,1,000,1,000		, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
利 資格認定手続き管	理責任者氏名(1名)	〇〇 日付(西暦)	2017年 12月 〇日
立立	署名	00 00	(1名)
を 避 資金管理責任者氏	(名(2名)	・×× ×× 日付(西暦) 20	17年 12月 ○日
の 対立 を 避 資金管理責任者氏 ける			17 12), OH
<i>*</i>	署名	$\triangle \triangle \triangle \triangle \triangle$ · ×× ×	× (2名)
	※上記責任者については兼任を	を妨げません。	
クラブ会長・クラブ会長	エレクトの署名		
ロータリークラフ	ブ会長・会長エレクトとして上記の通り	申請します。	
	クラブ会長	クラブ会長	エレクト
就任年度	2017—2018年度		7—2018年度
氏 名	0 0 0 0	7.5.	\triangle \triangle \triangle
署名	0 0 0 0		\triangle \triangle \triangle
日付	2017年12月〇日	日 付 201	7年12月〇日
2840地区ロータ!)一財団補助金委員会委員長 殿	利害の対立の疑いがある場	合は開示する
			暦) 2017年 12月 ○日
 添付資料 : クラブ宛	ての見積書・仕様書等 右	<u>バースロック (1.18 日代日)</u> 効期限・消費税等の記載に注意し	
		が	~ I ~ .
	ドブック P35 参照)	一、しい気日でノエック しくじさい	

41



ロータリー財団地区補助金(DG)報告書

(様式 2-1)

RI2840 地区 補助金委員会

		17-2018 年度地	也区補助金執		-2018年	度実施プロジ				
ロータリー・クラブ		ま式に漏れな	(記入の_	ヒ、カハラ	一爭務	別にこ野达	1500			
プロジェクト名										
中間報告書		最終報告	上書 □							
実施期間	: 開始日(年	月	日 ~	終了日(西	5暦)	年	月	日_
プロジェクトの概	要									
1.このプロジェクト すべき活動内			施されたか	を簡潔に訪	見明してく	ださい。これ	が中間報告	言書であるり	易合には、	今後実行
2.このプロジェクト	、 の恩恵を受	けた人々の数	女はどのぐら	いですか。	(ロータ)	リアン以外)				
3.プロジェクトのラ	受益者は誰で	ごすか、またど	のような恩見	恵を受けま	したか。こ	プロジェクトに	まどのような <i>,</i>	人道的二一		_人 ましたか。
4. このプロジェク	小に何名のロ	コータリアンが	参加しました	たか。						名
5. これらのロータ	タリアンは何?	を行いましたか	ゝ。プロジェ	クトへの財	政的支援	きを除き、その)具体例を9	かなくとも 2	つ挙げて	ください。
6. この事業をお	こなった結果	火、地域社会に	こどのような	長期的な反	戈果が得	うれましたか	0			
7. 協力団体が関	与しているな	場合、その団(本の役割は	何でしたか	$ au^\circ$					
8. クラブ責任者	報告(所感ぐ	P感想を記入し	してください)						



ロータリー財団地区補助金(DG)報告書

(様式 2-2)

RI2840 地区 補助金委員会 2017-2018 年度地区補助金報告用(2017-2018 年度実施プロジェクト用)

		1004 == 100 100		147
		己入の上、ガバナー事務	8所にご提出下さい。)
ロータリー・クラブ:				
プロジェクト名 :				
中間報告書	最終報告書[
11-75-tn 4: (b = -i) 1 b v = -				
財務報告(クラブはすべての	プタ出の領収書を少/ 			
// FEST //		(円以外での使用のサ		
使用通貨		為替レート		
9. 補助金申請額		田	女百	円
9. 佃奶亚中明银			iq	1 1
10. 収入(必要に応じて行を)	追加してください)			(単位:)
収 入	項目	予 算	額	決 算 額
1.地区補助金受領額				
2.クラブ拠出金額				
3.その他の資金				
プロジェクト	以八合計領			
11. 支出(具体的にお書きくだ	どさい。必要に応じて行	行を追加してください)		(単位:)
支 出 項 目	 予 算 額	 決 算 額	財産と 所有者名	して残る物品の目録 所有者住所
1.		八 弁 帜	別有有有	/月141年/月
2.				
3.				
5.				
プロジェクト支出合計額				
証明の署名				
上担供事)。四月1951	TI O 40 7 17 100 - 100	マールロ トール ヘックト い	然型 チロム ~ 12 / 12 / 12 / 12 / 12 / 12 / 12 / 12	N#+ Hm) = 71 \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \
使用され、ここに記されたすっコピーを、地区に提出しましたも理解しています。私は著作現在知られている媒体または団に与えます。これには、必要タリー財団が、ウェブサイト、ネ	ヾての情報が事実であ ニ。また、私は、本報告 権を含めこの写真の 後に作成される媒体は 要であれば、 RI の独	らり、かつ正確であることを 手書に関連して提出した写 すべての権利を所有する において、使用料なしで写 自の裁量により写真に修	▽認めます。補助金資金 真はすべて、RLの見 ことを認め、時と場所 写真を使用する取消不 正を加える権利が含ま	準拠し認められた項目にのみ金のすべての支出の領収書の 所有物となり、返送されないことを問わず、いかなる方法、また 能な許可を RI とロータリー財 れます。また、 RI およびロー 制限なく使用できる権利も含ま
れます。				
証明の署名 会長名			日付	(西暦)
ロータリークラブ名		•	ロータリ	リークラブ
添付資料:報告書セルフチェ				

参考資料

2017-2018年度ロータリー財団資料として「2840地区田中ガバナーHP」に掲載しております。

I	ロータリー財団章典
II	ロータリー財団 地区補助金とグローバル補助金 「授与と受諾の条件」(2016年3月)
Ш	クラブの覚書 (MOU) の実施に関する指針
IV	グローバル補助金ガイド
V	グローバル補助金オンラインの手続
VI	グローバル補助金奨学金応募要項 (2840地区規定)
VII	寄付・認証 ロータリークラブの手引き
VIII	「ロータリー財団ハンドブック」(2017-2018年度・ダイジェスト版)

国際ロータリー第2840地区 ロータリー財団委員会 「ロータリー財団ハンドブック」 (2013-2014年度版)〈初版〉

■企画編集・制作■

ロータリー財団委員会

委 員 長 牛久保哲男 副委員長 伊能 富雄 補助金委員会 委員長 森田 高史 資金管理委員会委員長 藤丸 兼一

■初版発行日 2013年11月1日

国際ロータリー第2840地区 ロータリー財団委員会 「ロータリー財団ハンドブック」 (2014-2015年度版)〈第2版〉

■企画編集・制作

ロータリー財団委員会

委員長 牛久保哲男 アドバイザー 高木貞一郎 高木貞一郎 副 委 員 長 伊能 富雄 補助金委員会 委員長 森田 高史 地区補助金 委員長 下井田秀一 グローバル補助金委員長 大島 秀夫 資金管理委員会委員長 藤丸 兼一

■第2版発行日 2014年8月20日

国際ロータリー第2840地区 ロータリー財団委員会 「ロータリー財団ハンドブック」 (2015-2016年度ダイジェスト版)〈第3版〉

■企画編集・制作■

ロータリー財団委員会

委員長 伊能 富雄 アドバイザー 牛久保哲男

■第3版ダイジェスト版発行日 2015年8月20日

国際ロータリー第2840地区 ロータリー財団委員会 「ロータリー財団ハンドブック」 (2016-2017年度ダイジェスト版)〈第4版〉

■企画編集・制作

ロータリー財団委員会

アドバイザー 牛久保哲男 委 員 長 伊能 富雄

■第4版ダイジェスト版発行日 2016年8月20日

国際ロータリー第2840地区 ロータリー財団委員会 「ロータリー財団ハンドブック」 (2017-2018年度ダイジェスト版)〈第5版〉

■企画編集・制作■ ロータリー財団委員会

アドバイザー 委 員 長 伊能 富雄 補助金委員会 委員長 板垣 忍地区補助金委員長 山田 利和 グローバル補助金委員長 津久井 功資金管理委員会委員長 渋澤 誠

■第5版ダイジェスト版発行日 2017年8月19日

